

相続人代表者指定(変更)届兼固定資産現所有者申告書

年 月 日

北秋田市長 あて

届出人 住所 _____
 (フリガナ _____)
 氏名 _____
 (自 署) _____
 (電話番号 - -)

次のとおり、被相続人に係る徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者を指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届出します。また、北秋田市市税条例第71条の3に基づき地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を申告します。

被 相 続 人	亡くなった方の氏名	亡くなった方の住所	死亡年月日
	フリガナ	〒 -	年 月 日

対象税目	<input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 市県民税 <input type="checkbox"/> 国民健康保険税 <input type="checkbox"/> 軽自動車税(種別割)
-------------	---

相 続 人 (現 所 有 者)	相続人で協議した結果、相続人全員の合意により、相続人代表者および現所有者代表者を以下の者とする ことを決定しました。				
	代 表 者	氏 名	住 所	被相続人から みた続柄	相続分
		フリガナ	〒 -	配偶者・子・ 兄弟・ その他 ()	/
		生年月日 年 月 日	電話番号()		
		フリガナ	〒 -	配偶者・子・ 兄弟・ その他 ()	/
		生年月日 年 月 日	電話番号()		
	代 表 者 以 外	フリガナ	〒 -	配偶者・子・ 兄弟・ その他 ()	/
		生年月日 年 月 日	電話番号()		

未登記家屋の新名義人 ※本人単独名義のみ	<input type="checkbox"/> 相続人代表者 <input type="checkbox"/> その他の相続人(相続人名: _____) <input type="checkbox"/> 新名義人未定
-------------------------	--

口座振替の希望	<input type="checkbox"/> 希望あり <input type="checkbox"/> 希望なし	受け取り職員確認欄 <input type="checkbox"/> <small>※「希望あり」の方に記載例・記入用紙を渡したらチェック</small>
---------	---	--

※口座振替依頼書は、振替を希望する銀行へ提出する必要があります。記載方法等不明な点がございましたら、
 税務課収納係(TEL: 62-1115)までお問い合わせください。

※届出人の自署ができない場合は、届出人の本人確認ができる書類の写しを添付してください(運転免許証などの
 顔写真がついたもの)。

(裏面の「届出に当たっての留意点」もお読みください)

○届出にあたっての留意点

1. 届出をお願いした日(市の依頼文書送付日)から1か月以内に届出がされない場合は、「相続人代表者指定通知書」にて北秋田市が相続人代表者を指定します(地方税法第9条の2第2項)。市が指定した相続人代表者を変更したい場合は「相続人代表者指定(変更)届」を改めてご提出ください。
2. 相続人記入欄が不足する場合は<<相続人記入用紙>>の用紙をご利用ください。
3. 相続登記が長年行われず、所有者が数代前のままとなっているケースが近年増加しています。固定資産の所有者を登記簿などで改めてご確認の上、相続人代表者を決定してください。
4. 未登記の家屋については、「未登記家屋の新名義人」欄を記入することで、被相続人名義資産の名義がその方へ変更となります。新名義人未定をチェックした場合は、次の名義人が決定次第、速やかに「家屋補充台帳変更届」をご提出くださるようお願いいたします。
5. 相続放棄をした相続人がいる場合には、家庭裁判所が交付する「相続放棄受理通知」の写しを必ずご提出ください。
6. 相続登記が完了するまでは、被相続人の固定資産(土地・家屋など)は相続人全員の共有の財産となります。この届出は、法務局での相続登記が完了するまでの間、被相続人の固定資産に係る書類などの送付先・連絡先となる代表者を指定するものであり、**不動産登記簿の所有者を変更するものではありません。**
7. 令和6年4月1日より、相続登記が義務化されました。相続登記の義務化や手続き等については、法務局にお問い合わせください。

【北秋田市の登記を管轄している法務局】

秋田地方法務局 大館支局

〒017-0804 大館市柄沢字狐台7番73

電話番号 0186-42-6514

8. 虚偽の届出により発生した紛争については、当市では一切責任を負いません。

<<相続人記入用紙>>

		氏名	住所	被相続人から みた続柄	相続分
相続人（現所有者）	代表者以外	フリガナ	〒 ー	配偶者・子・ 兄弟・ その他 ()	/
		生年月日 年 月 日	電話番号()		
		フリガナ	〒 ー		
		フリガナ	〒 ー	配偶者・子・ 兄弟・ その他 ()	/
		生年月日 年 月 日	電話番号()		
		フリガナ	〒 ー		
		フリガナ	〒 ー	配偶者・子・ 兄弟・ その他 ()	/
		生年月日 年 月 日	電話番号()		
		フリガナ	〒 ー		
		フリガナ	〒 ー	配偶者・子・ 兄弟・ その他 ()	/
		生年月日 年 月 日	電話番号()		
		フリガナ	〒 ー		
		フリガナ	〒 ー	配偶者・子・ 兄弟・ その他 ()	/
		生年月日 年 月 日	電話番号()		
		フリガナ	〒 ー		
		フリガナ	〒 ー	配偶者・子・ 兄弟・ その他 ()	/
生年月日 年 月 日	電話番号()				
フリガナ	〒 ー				
フリガナ	〒 ー	配偶者・子・ 兄弟・ その他 ()	/		
生年月日 年 月 日	電話番号()				
フリガナ	〒 ー				

届け出日 年 月 日

被相続人氏名【 】の相続人代表者指定届【 】枚目

記載例

相続人代表者指定(変更)届兼固定資産現所有者申告書

令和5年4月1日

北秋田市長 あて

相続登記等が完了するまでは、この欄で指定した代表者に書類や納付書などが送付されます。

届出人 住所 北秋田市花園町4-15
 (フリガナ アキタ タロウ)
 氏名
 (自署) 秋田 太郎
 (電話番号 - -)

次のとおり、被相続人に係る徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者を指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届出します。また、北秋田市市税条例第71条の3に基づき地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を申告します。

被相続人	亡くなった方の氏名		亡くなった方の住所		死亡年月日
	フリガナ	アキタ ハナコ	〒	018-3365	
	秋田 花子				

対象税目

固定資産税 市県民税 国民健康保険税 軽自動車税(種別割)

相続人で協議した結果、相続人全員の合意により、相続人代表者および現所有者代表者を以下の者として決定しました。

被相続人が納税していた税目をチェックしてください。

相続人	氏名	住所	被相続人からみた続柄	相続分			
					フリガナ	アキタ タロウ	〒
	秋田 太郎						
現所有者	生年月日	昭和50年1月1日	電話番号	(0186-62-1116)			
代表者以外	フリガナ	アキタ ジロウ	〒	018-3392	北秋田市花園町19-1	配偶者(子・兄弟・その他) ()	/
		秋田 二郎					
	生年月日	年 月 日	電話番号	(0186-62-1111)			
	フリガナ	被相続人の財産について、各相続人が相続する割合が確定している場合にご記入ください。確定していない場合は空欄で構いません。			配偶者(子・兄弟・その他) ()	/	
	生年月日		電話番号	()			

未登記家屋の新名義人
 ※本人単独名義のみ

相続人代表者 その他の相続人(相続人名:) 新名義人未定

口座振替の希望

希望あり 希望なし

「希望あり」にチェックを入れた方へは口座振替依頼書をお渡ししますので、別途対象の金融機関へ提出してください。

未登記の家屋については、該当の欄にチェック・記載いただくことで、所有者を変更することができます。新所有者が決まっていない場合は、「相続人未定」にチェックを入れてください。